

一般競争入札による市有地（月極駐車場）
一括貸付 実施要項

令和 8 年 1 月実施
周南市施設マネジメント課

目次

1 趣旨	2
2 入札に付す物件(貸付物件)と予定価格(入札最低価格)	2
3 貸付期間	2
4 入札日程	3
5 貸付条件	3
6 入札参加資格	4
7 入札参加申込	4
8 質問の受付及び回答	5
9 入札及び開札の日時、場所	5
10 入札の手続き	6
11 入札の無効	7
12 契約の締結	8
13 貸付料(契約金額)	8
14 特記事項	8
15 問合せ先	8

1 趣旨

市有地(普通財産)に自動車、自動二輪車等の駐車場を整備し、運営及び管理(以下「駐車場事業」という。)が可能な事業者と賃貸借契約を締結するため、一般競争入札を実施する。なお、入札対象の市有地においては、現在本市が月極駐車場を開設しているが、本事業を通して効率的な運営や利用者の利便性向上を目指していくものである。

2 入札に付す物件(貸付物件)と予定価格(入札最低価格)

グループ	番号	所在地	予定価格(年額・税別)
A	1	徳山港町 8475 番 26	2,320,000 円
	2	若草町 1734 番 1 ほか	
	3	上迫町 1032 番 2	
	4	久米中央 3 丁目 1 番 17	
	5	大字徳山字東辻 5687 番 14	
B	1	泉原町 4328 番 1 ほか	2,190,000 円
	2	岐山通 3 丁目 3 番 1	
	3	新地 2 丁目 153 番	
	4	大字櫛ヶ浜字浜東 386 番 2	
	5	久米中央 3 丁目 8 番 6	
	6	若草町 10638 番 31 ほか	
C	1	社地町 2570 番 1 ほか	2,220,000 円
	2	大字徳山字引地 6768 番 2	
	3	入船町 72 番	
	4	河東町 2049 番 2 ほか	
	5	大字徳山字福田寺原 4744 番 7	

※グループごとに入札

※B-5 岐山通は、令和 8 年 6 月までに運用開始予定

※詳細は別紙「個別物件調書」を参照

※貸付地の測量は実施しない。

3 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

4 入札日程

項目	日程
入札申し込み	令和7年12月1日(月)～令和7年12月24日(水)
質問受付	令和7年12月1日(月)～令和7年12月22日(月)
質問回答	令和7年12月23日(火)までに随時回答
入札参加資格指定書の送付	令和8年1月初旬までに発送
入札保証金の納付	令和8年1月13日(火)
入札	令和8年1月16日(金)
契約締結	令和8年1月下旬
貸付開始	令和8年4月1日(水)

5 貸付条件

(1) 契約の根拠

地方自治法(昭和22年法律第67号)238条の5第1項に基づく貸付け(賃貸借契約)で、契約金額は年間貸付料とする。

(2) 貸付物件の用途

平置き駐車場事業(月極、時間貸しは問わない)の用に供すること。駐車場事業に必要な草刈りや修繕、維持管理費等の費用は全て借受人の負担とする。

(3) その他の用途

本市との事前協議及び本市の事前承認を前提に、貸付地の余剰部分に借受人自らが運営する自動販売機や広告看板その他の設備等を設置し、貸付地の土地利用を図ることは可とする。ただし、設置や管理に係る費用は全て借受人の負担とする。

(4) 工作物等の設置

借受人は、本市が設置したフェンスや杭、区画ロープ等をそのまま使用できるが、本市の事前承認を得たうえで、借受人の負担により、それらの修繕、撤去、区画の増設・変更、新たな工作物等の設置及び舗装の施工等をすることができる。

なお、現在本市が設置している駐車場案内看板は、貸付開始日までに本市により撤去する。

(5) 引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿で引き渡す。借受人は貸付期間の満了後、本市が指定する期日までに、貸付物件を引き渡しの時点の原状に回復して返還する。ただし、本市が必要と認める場合は、原状への回復を要しない。

(6) 利用希望者との契約

利用料金等の条件について、本市は介入しない。

(7) 禁止事項

- ① 貸付物件を平置き駐車場以外の用途に使用すること
- ② 建物の建築(本市が承認したものを除く)
- ③ 工作物等の設置(本市が承認したものを除く)

- ④土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用
- ⑤貸付物件の転貸、又はこれに類似する行為（本事業による転貸を除く）
- ⑥賃借権の譲渡、又は他の権利の設定
- ⑦その他本市が禁止と認める行為
- (8)本市への報告及び実地調査
本市の求めに応じて、各駐車場の使用状況を報告すること。その他、本市が現地調査を行う場合には、借受人は現地の立ち会いや資料の提出等に協力すること。
- (9)現利用者との契約
本市と借受人で契約を締結した後、現在、本市と賃貸借契約をしている駐車場利用者に対しては、本市が借受人決定の旨を通知する。利用者からの問い合わせ等に対応すること。

6 入札参加資格

(1)参加資格

次の事項すべてに該当する者でなければ、入札に参加できない。

- ①法人であること
- ②月極駐車場、又は時間貸し駐車場の運営・管理実績があること
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者
- ④市区町村税の滞納がない者

(2)参加の制限

次のいずれかの事項に該当する者は、入札に参加できない。

- ①自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ②自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- ③暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥前記①～⑤に該当する者からの依頼により入札に参加しようとする者

7 入札参加申込

(1)申込受付期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月24日(水)まで

午前9時～午後5時 ※土日及び祝日を除く。郵送の場合は必着

(2)提出書類(複数グループへ申込する場合も提出書類は1部で可)

- ①一般競争入札参加申込書
- ②駐車場運営の実績が分かる資料 ※様式自由。A4サイズ、1～2枚程度。

③法人登記全部事項証明書(発行後 3 カ月以内のもの)

④印鑑証明書(発行後 3 カ月以内のもの)

⑤市区町村税に滞納の無いことの証明書(発行後1カ月以内のもの)

※本市に事業所がある場合は本市が発行した証明書、事業所がない場合は本店等、主な事業所の所在地の市区町村が発行した証明書

⑥役員名簿(本市所定)

⑦委任状(本市所定)

※代理人が入札する又は開札に立会する予定の場合のみ必要。入札当日の提出可。

(3) 申込受付場所

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 総務部 施設マネジメント課 財産管理担当(本庁舎 4 階)

(4) 申込方法

上記(3)の場所へ直接持参、又は郵送。

(5) 一般競争入札参加指定書について

入札参加資格の確認後、資格を有する申し込み者に「一般競争入札参加者指定書」を送付する。入札当日に持参すること。

※入札執行までに、「6 入札参加資格」を満たさないことが明らかになった場合や申込書類に虚偽があった場合は入札への参加は認められない。

8 質問の受付及び回答

質問は、市指定様式の質問書に内容を記入の上、施設マネジメント課へ、電子メール、又は FAXにより提出する。

※FAX の場合は、FAX 送信の旨を施設マネジメント課へ電話で連絡すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 12 月 1 日(月)から令和 7 年 12 月 22 日(月)午後 5 時まで

(2) 回答方法

令和 7 年 12 月 23 日(火)までに、周南市ホームページに掲載する。

※質問及び回答の内容は、当該入札に関するものとする。それ以外の内容や、単なる意見表明と解されるものには、回答しない。

(3) 提出先

周南市総務部施設マネジメント課 財産管理担当

電子メール: shisetsu@city.shunan.lg.jp FAX: 0834-22-8266

9 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札受付

令和 8 年 1 月 16 日(金)9 時 30 分から 10 時 30 分 ※受付後は入札室の待合室で待機

(2) 入札

令和 8 年 1 月 16 日(金)10 時 45 分 ※物件グループ A から順次入札

(3)開札

入札後、即時開札する。

(4)受付及び入札場所

周南市岐山通 1-1 周南市役所 2 階 (受付)会議室 201 (入札)入札室

(5)諸注意

- ①定刻後の受付は不可。遅れた場合は入札辞退として取り扱う。
- ②待機室及び入札室へ入室できるのは各社 2 名までとする。

10 入札の手続き

(1)入札保証金について

入札にあたっては、入札保証金の事前納付が必要。納付金額は契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。(なお、契約金額が入札保証金の 20 倍を超える金額となった場合、その入札は無効となるので注意。契約金額は、入札額に消費税を加えた額)

＜例＞入札保証金 55,000 円の場合

- ・55,000 円の 20 倍となる 1,100,000 円が契約金額の上限
- ・入札額の上限は税抜き金額の 1,000,000 円

(2)入札保証金の納付

本市から送付する「納入通知書兼領収書」に、入札保証金額を記入の上、納入通知書兼領収書に記載されている金融機関で納付すること。(本庁舎、各総合支所、支所では納付不可)

【納付期限】令和 8 年 1 月 13 日(火)

(3)納入通知書兼領収書の提出

納入通知書兼領収書は、入札の受付に持参すること。持参できなかった場合、入札への参加は不可。

(4)入札保証金の還付

- ①落札者を除く入札者が納付した入札保証金は、入札終了後 4 週間程度を目途に入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより還付する。
- ②還付する入札保証金には、利息は付さない。
- ③落札者の入札保証金は、締結する市有財産賃貸借契約の貸付料に充当する。

(5)入札当日の準備物

- ①一般競争入札参加者指定書
- ②納入通知書兼領収書の原本
- ③印鑑(印鑑証明書、又は委任状と同じ印鑑)
- ④委任状(代理人が入札するとき又は開札に立会する場合。申し込みの際に提出した場合は再度の提出は不要)
- ⑤ボールペン(消せるペンは不可)

(6)入札の手順

- ①入札書は、本市が入札の際に配付する。
- ②入札書に、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入し、押印する。

※代理人が入札する場合、入札書に、入札者（委任者）の住所、氏名又は名称及び代表者、代理人の氏名を記入の上、代理人の印鑑を押印すること。

③入札書は、字画を明らかに書き、誤記又は脱字のため訂正、又は加除をしたときは、その箇所に押印すること。ただし、入札書の金額を訂正する場合は、新しい入札書と交換する。

④入札書に記載する数字は、アラビア数字で、年額の貸付料を記載すること。

⑤入札書は、1申込み当り1通とすること。

⑥入札書は、本市が配付する所定の封筒に入れ、封かんの上、提出すること。

(7) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格（入札最低価格）以上の入札をした者のうち、最高入札価格の入札者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。この場合、くじ引きの辞退はできない。

(8) 入札にあたっての留意事項(心得)

①入札参加者は、入札締切までは、「入札辞退届」を提出し、入札辞退ができる。入札辞退届が必要な場合は、本市へ必ず連絡をすること。

②入札執行中に辞退する場合は、入札書にその旨を明記し、入札執行者に直接提出する。

③入札締切後の入札書は、いかなる理由があっても引き替え若しくは訂正、取消しできない。

④入札終了後ただちに入札者又はその代理人の立会いのもと開札する。入札者又はその代理人が開札に立会しなかったことを理由に異議申し立てはできない。

⑤落札者が権利を放棄、又は賃貸借契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。

⑥入札者は、入札後、この留意事項(心得)、実施要項等についての不明を理由として異議の申立ては一切できない。

11 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がない者の入札

(2) 指定した期日までに入札保証金の納付がない場合の入札

(3) 入札価格が予定価格に達していない入札

(4) 納付した入札保証金の20倍を超える契約金額となる入札額を記載した入札

(5) 入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札

(6) 入札書の内容が訂正されている入札

(7) 入札書の内容及び氏名の確認が困難な入札

(8) 入札書に記名押印がない入札

(9) 入札書が鉛筆等容易に消除できる筆記用具で記入された入札

(10) 入札に当たり不正行為があった者の入札

(11) 他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人をした者の入札

(12) 入札に関して担当職員の指示に従わなかった者の入札

12 契約の締結

(1) 契約の締結

落札者は、本市と令和8年1月下旬までに賃貸借契約を締結する。契約書に貼付する収入印紙のほか、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

落札者が、その権利を放棄、又は契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。

(2) 契約保証金

周南市契約事務規則第48条第3項第8号により免除とする。

13 貸付料(契約金額)

年額(落札金額に消費税額を加えた額)を貸付料(契約金額)とする。借受人は、本市が指定する期日までに年額の貸付料を納付しなければならないが、支払い回数は、本市と協議の上、決定する。

14 特記事項

(1) 現地での見学会や説明会等も実施しないため、事前に個別物件調書をよく確認した上、現地の確認及び諸規制について関係機関に出向くなどして調査確認を行うこと。現地確認の際には、周辺住民等の迷惑にならないよう注意すること。

(2) 入札参加資格の確認のため、警察当局へ照会を行う。入札参加申込書の受付後、本市が不適格と認めた場合は、入札に参加することができない。

(3) 落札の結果については、契約金額(落札金額)を公表する。

(4) 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて借受人が行うこと。

(5) 物件に、個別物件調書や契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負わない。

(6) 本実施要項に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによる。

(7) 入札者は、入札後、この実施要項等についての不明を理由として異議の申立ては一切できない。

15 問合せ先

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市 総務部 施設マネジメント課 財産管理担当

TEL : 0834-22-8281 FAX : 0834-22-8266

電子メール : shisetsu@city.shunan.lg.jp